

Check! 私たちにできること ～外来種被害予防3原則～

いつも食べているお米や野菜、食肉などの食べ物や、庭を彩る園芸植物、ペットとして飼われているイヌやネコなど、私たちの生活において多くの外来種が利用され、欠かせない生きものとなっています。

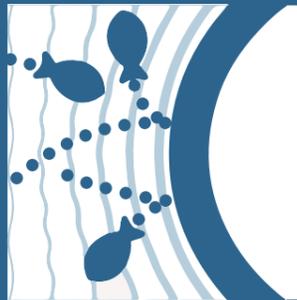
一方で、外来種による地域固有の生態系への影響が、大きな問題となっています。私たちの生活と生態系を共に守っていくためには、外来種を適切に扱うことが求められます。

特に、侵略的外来種による被害を防ぐためには、次の3つの原則を守ることが必要です。

外来種被害予防 3 原則

✓ 入れない

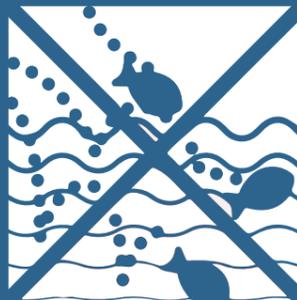
悪い影響を及ぼすかもしれない外来種を自然分布域から非分布域へ入れない



海外からはもちろん、国内の他地域からの生きものの安易な導入はやめましょう。

✓ 捨てない

ペットとして飼ったり、栽培している外来種を自然の中に捨てない、逃がさない



外来種はもちろん普通に飼っているペットも野外に捨てたり、逃がしたりしてはいけません。飼った生きものは終生、飼養しましょう。

✓ 拡げない

すでに野外にいる外来種をほかの地域に拡げない



すでに定着している外来種を他地域に持ち込むことは、被害を拡大させることになるので、やめましょう。

出典：「東北地方の外来生物」（環境省）より作成（https://www.env.go.jp/nature/intro/4document/files/r_touhoku.pdf）



谷川保全地

◆ 一度定着してしまった外来種を完全にいなくするのはとても大変な作業です。侵略的外来種については、新たに侵入しないよう普段から気をつけるとともに、侵入した場合は初期段階で防除することが大切です。これまで見なかった地域で侵略的外来種を見つけた場合は、情報提供にご協力くださるようお願いします。

宇都宮市の侵略的外来種リスト

Blue List of Utsunomiya City



宇都宮市の侵略的外来種リスト
令和7年3月

発行

宇都宮市 環境部 環境保全課

TEL:028-632-2405

E-mail:u0711@city.utsunomiya.tochigi.jp

守れば
愉快だ
宇都宮

UTSUNOMIYA

外来種について

外来種とは

外来種とは、もともといなかった国や地域に、人間の活動によって他の地域から持ち込まれた生きもののことをいいます。人間の活動に関係なく飛んでくる渡り鳥などは外来種ではありません。

外来種には食用や愛玩目的で意図的に持ち込まれる生きものばかりでなく、海外から運ばれてくる貨物に紛れて非意図的に入ってくるものもあります。また、同じ日本の中にいる生きものでも、もともといなかった地域に持ち込まれたものは外来種（国内外来種）として扱われます。

侵略的外来種

外来種の中でも、侵入することで昔からある自然環境に大きな影響を与え、生物多様性を脅かすおそれのあるものは、侵略的外来種と呼ばれます。

庭や公園などに植えられている草木や、ペットとして飼われているような生きものも、人の管理下から離れて野外に放たれると侵略的外来種になることがあります。

外来種の問題点

外来種がもたらす悪影響は大きく以下の3つに分類されます。

1. 生態系への影響

健全な生態系は、在来種同士のつながりによってバランスが保たれています。しかし、ここに外来種が侵入すると在来種同士の関係を壊してしまうことがあります。



オオフサモ

2. 人の生命・身体への影響

人を刺したり噛んだりするものや、毒を持つ外来種もいます。宇都宮市内でも、平成30年に有毒なセアカゴケグモが見つかったことがあります。



セアカゴケグモ

3. 農林水産業への影響

外来種の中には、農作物を食い荒らし、農耕地を荒らすほか、漁業の対象となる生きものを捕食し、危害を加えるものもいます。



アライグマ

気候変動による分布の拡大

気候変動は、在来種に適さない生息環境に変えたり、在来種同士の関係性を崩すだけでなく、侵入した外来種の定着や拡散を招きやすい条件を作り出すおそれがあります。

例えば、国内外来種であるヌマガエルは関東地方に持ち込まれた後、分布を北に拡大しており、このような分布拡大には温暖化による生息適地の拡大が関係していると考えられています。令和5～6年度に行った自然環境基礎調査で、宇都宮市においても発見されました。



ヌマガエル



オオキンケイギク



アメリカザリガニ

外来生物法について

外来生物法（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律）は、平成17年6月に施行された法律です。

特定外来生物による生態系、人の生命・身体、農林水産業に係る被害の防止を目的としています。

◆ 特定外来生物とは

「特定外来生物」とは、外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から指定されます。

特定外来生物は、生きているものに限られ、個体だけではなく、卵、種子、器官なども含まれます。

◆ 特定外来生物に関する規制

特定外来生物は、次のような行為が原則禁止されています。



出典：「カワイ〜。キレイ〜。だけでいいの？」（環境省）(https://www.env.go.jp/nature/intro/4document/files/r_cartoon.pdf)

◆ 条件付特定外来生物

「条件付特定外来生物」とは、外来生物法に基づき特定外来生物に指定された生きもののうち、通常の特定期間外に指定された生きもののうち、通常の特定期間の規制の一部を当分の間、適用しない生きものの通称です。令和7年3月現在、アカミミガメとアメリカザリガニの2種が指定されています。



アカミミガメとアメリカザリガニは、一般家庭等での飼養や少数の相手への無償での譲渡等については許可なしで行うことができますが、販売や頒布、又はそれを目的とした飼養、野外への放出等は通常の特定期間と同様に規制されます。



宇都宮市における侵略的外来種リストの作成

侵略的外来種は、捕食・競合による在来種の減少や、人の身体・農林水産物への被害などをもたらす可能性があり、対応が求められます。

そのようなことから、外来種に関する周知啓発や、侵入・定着状況のモニタリング調査、防除対策などに活用するため、自然環境基礎調査の結果に基づき、宇都宮市において特に注意すべき外来種を選定し、リストを作成しました。

リストの掲載種については、定着の有無や、予想される影響の深刻さ、緊急性などに基づき、以下の通りに区分しています。

優先対策種：市内において定着しており、優先的な対策が必要な種
(10種)

重点監視種：市内において定着しており、特に影響を監視することが望ましい種
(27種)

侵入等警戒種：市内では未定着と考えられるが、近県などでの分布状況から侵入のリスクが高く、侵入した場合には優先対策種や重点監視種と同様の影響が予想される種
(56種)

動物55種、植物38種の合計 **93種** の外来種を指定しました。

宇都宮市の侵略的外来種



「優先対策種」と主な「重点監視種」に選定した種を紹介します。

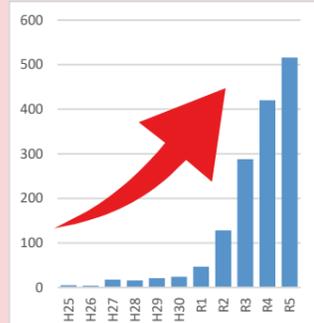
<外来生物法による指定>

- 特** 特定外来生物
- 条** 条件付特定外来生物

ほ乳類



栃木県内での捕獲頭数は
近年大きく増加!



栃木県における捕獲頭数

アライグマ **特**

北米～中米原産の食肉目。雑食性で夏は動物質を、秋は植物質を多く摂取する。在来中型ほ乳類との競争や野生生物の捕食など生態系への被害だけでなく、野菜や果実などの農業被害も多い。



栃木県では
年間約 1,900 万円
の農業被害 (R5)

出典：栃木県アライグマ・ハクビシン防除実施計画

ハクビシン

中国大陸南部、東南アジア、台湾原産の食肉目。雑食性で果実や種子のほか、昆虫類、魚類、残飯等も食べる。タヌキ等の在来種と餌資源を巡って競争するほか、農業被害や人家への侵入による被害も発生している。

鳥類



この**15年**ほどの間に
市内の広い範囲に定着!
(自然環境基礎調査により判明)

ガビチョウ **特**

中国南部、海南島、台湾などに自然分布するスズメ目の鳥類。丘陵地や平野部の低木林に生息する。藪を好み、昆虫や果実を食べる。在来鳥類の生息に悪影響を及ぼすことが懸念されている。

両生類



環境省提供

ウシガエル **特**

北米中東部などを原産とするカエル。池沼や、穏やかな流れの河川に生息する。口に入る大きさであればほとんどの動物を食べるため、昆虫類など多くの小動物が捕食の影響を受けるほか、在来のカエルとも競争する。

は虫類



ミシシippアカミミガメ **条**

アメリカ南部～メキシコを原産とするカメ。多様な水域に生息し、藻類や水草、水生昆虫など様々なものを採食する。他のカメ類の卵を食べる習性があり、淡水カメ類や様々な水生生物が影響を受ける。

甲殻類



アメリカザリガニ **条**

アメリカ南部を原産とする甲殻類。劣悪な水環境であっても定着・増殖し、水草や底生生物に対する捕食・競争が問題視される。宇都宮市の戸祭山ではトウキョウサンショウウオを守るため毎年 3,000 匹ほどが駆除されている。

魚類



オオクチバス **特**

北米を原産とするサンフィッシュ科の魚類。多様な水域に生息し、オイカワ、ヨシノボリ類などの魚類やエビ・ザリガニなどの甲殻類を主食とする。捕食や競争を通じ、様々な在来種に直接的または間接的な影響を及ぼす。

バスの仲間は
釣り人の放流により
各地に定着



コクチバス **特**

北米を原産とするサンフィッシュ科の魚類。オオクチバスよりも寒冷な水域に分布する傾向がある。食性はオオクチバスとほぼ同様で主に魚類と甲殻類を食べる。捕食や競争を通じ、様々な在来種に直接的又は間接的な影響を及ぼす。



改良品種型
(ニシキゴイ)も
各地に放流されている

コイ

国内に広く自然分布すると考えられているコイ科の魚類だが、古くから移動、放流が行われ、外国産のコイも各地に放流されている。在来集団への遺伝的攪乱(かくらん)のほか、摂食による水生生物への影響も懸念される。



ブルーギル **特**

北米東部を原産とするサンフィッシュ科の魚類。止水環境や流れの緩やかな河川の下流域に生息する。基本的に動物食で、様々な底生動物を食べるため、捕食や競争により在来種に影響を与えている可能性がある。

昆虫類



幼虫が侵入した木には、「フラス」と呼ばれる木くず状の排出物がみられる

クビアカツヤカミキリ 特

中国、台湾、朝鮮半島、ベトナム北部などを原産とするカミキリムシ。サクラやウメなどの樹木に寄生して弱らせたり、枯死の原因となる。宇都宮市では令和4年以降、断続的に確認されている。



国蝶であるオオムラサキの餌となるエノキを食べでしまう

アカボシゴマダラ 特

中国大陸や周辺地域を原産とするタテハチョウ。繁殖期は5～10月。成虫は少なくとも年3回春から秋まで繰り返し発生する。幼虫はエノキを利用し、同じくエノキを利用するオオムラサキ等の在来チョウ類との競合が懸念されている。

植物



コカナダモ

北アメリカ原産の沈水植物。湖沼や河川の水中に群生し、クロモなどの在来沈水植物と競合、水路の水流を阻害する。



シナダレスズメガヤ

南アフリカ原産の多年草。路傍や荒地、河川敷などにかたまって生える。在来植物と競合するだけでなく、河川敷において土砂の堆積による環境改変を招く。



アマゾンチカガミ

中南米原産の浮葉植物。湖沼や河川などの水面を覆い、在来水草との競合や、魚類など生態系へ影響をもたらすほか、治水上の障害となる。



オオキンケイギク 特

北アメリカ原産の多年草。路傍や河川敷などの荒地や海岸に生え、在来の草本植物と生育地を巡って競合する。

宇都宮市の侵略的外来種リスト

宇都宮市が指定している侵略的外来種は、ほ乳類12種、鳥類5種、両生類3種、は虫類3種、昆虫類8種、魚類13種、その他の無脊椎動物（甲殻類含む）11種、植物38種の計93種です。

表の見方

- 優先対策種
- 重点監視種
- 侵入等警戒種
- 特 特定外来生物
- 条 条件付特定外来生物

ほ乳類(12種)	
アライグマ	特
ハクビシン	特
アメリカミンク	特
ハリネズミ属	特
台湾ザル	特
アカゲザル	特
クリハラリス(台湾リス)	特
キタリス	特
ヌートリア	特
キョン	特
ノブタ・イノブタ	特
ハツカネズミ	特

鳥類(5種)	
ガビチョウ	特
カオグロガビチョウ	特
カオジロガビチョウ	特
ソウシチョウ	特
インドクジャク	特

両生類(3種)	
ウシガエル	特
特定外来生物のヒキガエル属(オオヒキガエルを除く)	特
ヌマガエル	特

は虫類(3種)	
アカミミガメ(ミシシippアカミミガメ含む)	条
カミツキガメ	特
ワニガメ属	特

昆虫類(8種)	
クビアカツヤカミキリ	特
アカボシゴマダラ	特
ツヤハダゴマダラカミキリ	特
サビイロクワカミキリ	特
アカカミアリ	特
ヒアリ(アカヒアリ)	特
コカミアリ	特
ホソオチョウ	特

魚類(13種)	
ブルーギル	特
オオクチバス	特
コクチバス	特
コイ	特
ケツギョ	特
ノーザンパイク	特
ガー科の全種	特
チャンネルキャットフィッシュ	特
オオタナゴ	特
カダヤシ	特
ブラウントラウト	特
タイリクバラタナゴ	特
レイクトラウト	特

その他の無脊椎動物(甲殻類含む)(11種)	
アメリカザリガニ	条
アトラクス属	特
ハドロニューケ属	特
ハイロゴケグモ	特
セアカゴケグモ	特
クロゴケグモ	特
ウチダザリガニ	特
ジュウサンボシゴケグモ	特
キョクトウサソリ科	特
カワヒバリガイ属	特
スクミリンゴガイ	特

植物(38種)	
コカナダモ	特
シナダレスズメガヤ	特
アマゾンチカガミ	特
アレチウリ	特
オオカワヂシャ	特
オオキンケイギク	特
オオハンゴンソウ	特
オオフサモ	特
セイタカアワダチソウ	特
外来ノアサガオ類(ヨウシュチョウセンアサガオ含む)	特
アメリカオニアザミ	特
オオブタクサ	特
セイヨウタンポポ	特
キシヨウブ	特
ハリエンジュ	特
オニウシノケグサ	特
オランダガラシ	特
イタチハギ	特
トウネズミモチ	特
コマツヨイグサ	特
オオカナダモ	特
オオアワダチソウ	特
メリケンガヤツリ	特
カモガヤ	特
ネズミムギ	特
外来アゾラ類(アゾラ・クリスタタ含む)	特
ナガエモウセンゴケ	特
ボタンウキクサ	特
ナルトサワギク	特
ナガエツルノゲイトウ	特
ミズヒマワリ	特
フサジュンサイ	特
ツルニチニチソウ	特
コゴメイ	特
ヒメマツバボタン	特
ウチワゼンクサ	特
ノハカタカラクサ	特
オオハマガヤ	特

影響を示すアイコン

- 競争
- 捕食
- 交雑
- 農業被害

<外来生物法による指定>

- 特 特定外来生物
- 条 条件付特定外来生物

外来種の情報は市のHPからも確認できます。

